

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成28年度実績)

施設名	宇都宮市北山霊園		
所在地	宇都宮市岩本町483番地		
根拠条例等	墓地, 埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号) 宇都宮市墓園条例(昭和39年宇都宮市条例第1号) 宇都宮市墓園条例施行規則(平成39年宇都宮市規則第4号)		
設置年月日	昭和39年3月		
設置目的・業務内容	設置目的	北山霊園は, 宇都宮市墓園条例(昭和39年条例第1号。以下「墓園条例」という。)に定める施設として, 市民の墓地需用に応えるため, 墓地供給を行うとともに, 利用者の利便に配慮した適切な霊園の管理・運営を行うことを目的としている。	
	業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の運営に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 墓地, 納骨堂に関する業務 (2) 各種届出の受付業務 (3) 霊園, 納骨堂に関する相談業務 2 施設の維持管理に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の保守管理業務 (2) 施設で保有している附帯設備, 備品の維持管理業務 (3) 樹木, 芝生等植栽の維持管理業務 (4) 清掃, 警備, 防災に関する業務 	
開館時間	午前8時30分から午後5時15分まで(管理事務所)		
休館日	12月29日から翌年1月3日まで(管理事務所)		
現在の指定管理者	栃木県造園建設業協同組合		
収支概要(千円)	指定管理料等(市支出総額)	39,086千円	
	使用料, 管理手数料収入	72,809千円	
利用者数(のべ人数)	12,000人		
施設構造	鉄筋コンクリート造2階建て(管理事務所)		
敷地面積(㎡)	379,000㎡	延床面積(㎡)	362.88㎡(管理事務所)

	施設名	定員 (人)	面積 (㎡)
主な施設内容	墓 所	—	46,498
	園 路	—	135,160
	緑 地	—	191,342
	管理事務所 (建築面積)	—	264
	屋外トイレ 1か所 (下水)	—	34.5
	屋外トイレ 3か所 (汲取り)	—	65.34
	給排水受水槽	—	21.59
	高置水槽	—	5
	児童公園	—	1,285
そ の 他 特 記 事 項	墓地の種類及び造成基数 (8,379基)		
	和式墓地		
	第1種 (20㎡)	89基	
	第2種 (12㎡)	611基	
	第3種 (6㎡)	3,341基	
	第4種 (4㎡)	4,338基	
	事務所内施設		
	納骨堂, 事務室, 作業員控室, 礼拝堂, 給湯室等		
	納骨堂の種類と設置数		
	短期納骨堂: 大 (4体収蔵)	24基	
短期納骨堂: 小 (1体収蔵)	203基		
児童公園			
ブランコ, 滑り台, ベンチ等			